

## パブリックコメントの結果について

■案件名：第5次桑折町障がい者計画（第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案））

■募集期間：令和6年2月6日（火）～令和6年2月26日（月）

■応募件数：3名 7件

■提出された意見等の詳細・町の意見

番号	頁	寄せられたご意見	町の意見
1	－	心の障がいを抱える方は本計画の対象者に含まれていますか。	本計画は身体障がい、知的障がい、精神障がいや難病により、日常生活や社会生活においてハンディキャップがある人を対象としているため含まれています。
2	－	現在の計画との変更点はどのような点ですか。	本計画は国及び県の計画を踏まえ、障害者差別解消法の改正等に関する取り組みを追加しています。また、アンケート調査から見えた課題の解決に向けた取り組み等を追加しています。
3	－	障がいを抱えている人の悩みを聞く場所、連絡先等についても計画に記載してほしい。	本計画は障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく町の方針等を定めるものとなっています。障がいに関する連絡先等については町HPに掲載していることから、ご意見の内容は今後の検討を行う際の参考といたします。
4	－	計画委員の選出について、公募の実施を検討してください。	本計画の委員については福祉行政に関連する町内の福祉関係団体、障がいを持つ方、福祉サービス提供事業所、学識経験者で構成しています。ご意見の内容は今後の検討を行う際の参考といたします。
5	－	計画を町民に知ってもらうよう広報等を活用、セミナーを考えてほしい。	本計画策定後は皆様にご覧いただけるよう町HP等を活用して周知します。セミナーについては今後の参考といたします。
6	P56 (6)	知的障がい児は災害時に避難所で過ごすのは難しいため、災害時用のマニュアル等があれば安心した生活につなげることができるのではないか。	災害時の避難支援体制の充実は最重要課題としていることから、ご意見いただいた点については今後の取り組みの参考といたします。
7	－	障がい者が利用できるリハビリ施設を町に作ってほしい。	障害福祉サービスには自立訓練（機能訓練）があります。本サービスは病院等から地域生活に戻るうえで、身体的リハビリ支援が必要な人が受けられます。 本サービス提供事業所は県内でも限られており、本町への誘致は困難であるため、近隣市町村を含めての誘致を検討してまいります。